

石見郷土文庫

石見郷土研究懇話会機関誌

ISSN 0289-4483

第九十五号

©2014年5月1日

特 報

- 百年前の浜田スケッチ（上）—詩人伊良子清白日記— 岩町 功 2
佐渡島へ渡った石見の漁師たち（2）—それは四百年も昔— 村上 英明 14

研究

- 慶応二年（一八六六）の石見国 小林 俊二 25
「竹島」編入当時の日本人の領土認識 竹内 猛 36
「中世から近世の濱原村・川戸村瀧原村・信喜村・
亀村・高山村」（中） 小野 博之 54
近世・石見の鉄製鉄を探る（6）—幻の仁万製鉄所— 児島 俊平 60

民俗

- 地方記者奮闘記「古里とともに」② 小川 重文 70
観聴隨筆に見える注目すべき記事の抜粋について 和田 孝 79
恩人栗栖澤子先生の遺徳を偲びつつ
——疎開先での保育園勤務にまつわる思い出 —— 矢野 静枝 83

町から村から

- 忠魂碑の再建 ——わが町の碑— 岡原 良夫 90
佐々田懋・服部之總顕彰会設立総会について 中 政信 92
郷土のみなさまへ（以文会友） 閣田金次郎 94

資料

- 服部之総の人と生き方（一）—研究再考 パーソナリティの視点から— 河野 純一 105
島根県邑智郡邑南町矢上・清水屋本田植歌集（五） 田中 肇一 117

その他

- 入会・投稿案内 24
新刊紹介 59
新入会員紹介 129
在庫バックナンバー 130
研究懇話会支部（長）一覧 130
執筆者紹介 131
編集後記 131
石見郷土研究懇話会々則 132
一広告インデックス — 温泉津温泉山形屋・吉田屋書店・柏村印刷 59・78・82・129

「竹島」編入当時の日本人の領土認識

竹内 猛

はじめに

今から一〇年前（一九〇四・明治三七年）、隱岐の漁業者・中井養三郎は「リヤンコ島」（現在の竹島＝独島）におけるアシカ猟を永続させるためには同島の漁業権を独占してアシカの乱獲を防ぐ必要があると考え、同島の貸下請願を思い立つた。奥原碧雲『竹島及鬱陵島』には、その事情が次のように書かれている（引用文中の傍線は竹内。以下も同じ）

「かくて、海驥捕獲業の有利なるを知り、三十七年の漁期には、各方面より続々渡航し、競争乱獲の結果、種々の弊害を認めたる中井養三郎

氏は、リヤンコ島を以て朝鮮の領土と信じ、同国政府に貸下請願の決心を起し、三十七年の漁期終るや、直ちに上京して、隱岐出身なる農務省水産局員藤田勘太郎氏に図り、牧水産局長に面会して陳述する所ありき」（p. 27）

請願活動を始めた中井は、この後、牧水産局長に言われて面会した肝付水路部長から「リヤンコ島」の所属については「確乎たる徵証」がないと教えられ、朝鮮（韓国）政府に貸下請願するという当初の計画を変更して、日本政府に領土編入と貸下を請願することにしたのである（前掲書、pp. 27～28）。

中井が竹島＝独島を「朝鮮の領土」と信じていたという事実は、一九〇五年の日本領土編入を〈竹島を領有する意思の再確認〉であつたと主張する日本政府には説明が難しいためか、今日では無視されている（外務省パンフレット『竹島』、pp. 8～9）。

しかしこの問題については、かつて日韓両国間で交わされた竹島＝独島問題をめぐる政府見解の応酬の中で採り上げられたことがあり、その時は、韓国政府から『島根県誌』（一九二三年刊）に「中井は此の島を朝鮮領土なりと思考し」と書いてある事實を指摘された日本政府が、その記事は「編者の誤解に基くもの」と反駁していたのである（一九五四年二月一〇日、日本政府見解）。

また近年では、塚本孝氏や杉原隆氏によつて、中井養三郎が当時の『朝鮮全岸』といふ海図（の題名）に拠つて「朝鮮の領土」と「誤解」したとする説が提示されている（*）。

本稿では、近年の塚本孝論文を批判的に検討することを通して、中井養三郎が「リヤンコ島」を「朝鮮の領土」と考えていた事実と根拠について検証し、一九〇五年の日本政府による竹島＝独島編入の歴史的正当性について改めて考えてみたい。

一、海図・水路誌と領有権

中井養三郎が「リヤンコ島」を「朝鮮の領土」と考えた理由については、日本への編入公示後の比較的早い時期に執筆された二つの文献に、次のように書かれている。

⑦ 「海図によれば、同島は朝鮮の⁽¹⁾叛図に屬する

を以て（中略）同島貸下を朝鮮政府に請願して、一手に漁獵権を占有せんと決心し、同年の漁期終るや、一櫂千金の夢を懷にして上京の途に上れり」（奥原碧雲「竹島經營者中井養三郎氏立志伝」。島根県『竹島問題に関する調査研究・最終報告』所収、p. 73° 以下「立

（*）塚本孝論文「奥原碧雲竹島関係資料（奥原秀夫所蔵）をめぐって」（→後述）

杉原隆『山陰地方の歴史が語る「竹島問題」』

①「本島ノ鬱陵島ヲ附屬シテ韓國ノ所領ナリト思ハル、ヲ以テ將ニ統監府（＊）ニ就テ為之所アラントシ上京シテ種々画策中」（中井養三郎「履歴書」の「事業經營概要」。『竹島資料7』所収、p. 146°以下「事業經營概要」）

（＊）「統監府」は一九〇六年に開設されたもので一九〇四年には存在せず、中井の記憶違ひである。

ハハでは、まず⑦に關する近年の塚本孝氏の見解を検討したい。

塚本氏は、島根県の竹島問題研究会の報告書において、⑦にいう「海図」を水路部の『朝鮮全岸』（一八九六年四月発行）であろうと推定したうえで、次のように論じている。

〔前略〕中井氏が、『朝鮮全岸』という題の海図に同島が掲載されていたから朝鮮領だと思つたということであろう。しかし、海図は、船舶の安全な航行に資するために作成され、対象地域にある島嶼や海岸線、水深などの情報を載せ写真版ではわからない。

図に書き込まれている国境線とか領域（領土）の色の塗分けに注目すると思うし、それが普通の発想ではないかと思う。右の塚本論文に付された海図の写真版（p. 64）を見ると、誰もが国境であることを知つてゐる対馬（島）と朝鮮の間に境界を表わす線は引かれてないことがわかる（色の塗分けの有無は、写真版ではわからぬ）。

筆者なら、そのことから連想して、この海図には国境線が引かれていないから「リヤンコ島」がどこの国の領土かわからない」と判断すると思う。塚本氏が述べるような、「この海図を見て、その題名から「リヤンコ島」を〈朝鮮の版図と誤解する〉ことは普通には起らしないように思う。

また海図一般について述べるなら、陸上の旅行者が地図と案内書を併用するように、船舶は、海図だけでなく航路・港湾・島嶼等に関する情報を掲載した水路誌と灯台表を常備しているのが普通であろう。海図と水路誌は「水路図誌」と総称されているが、中井も参照していた当時の日本の水路誌には「関係海図索引」が付いており、本文の主要な項目ごと

た地図であつて、領土の範囲を示すものではない。海図の題名も、当該海図が取り扱う地域を代表する国名、地名を採つたものであり、その海図に掲載されている地域が題名の国に所属していることを意味するものではない。（中略）したがつて、中井氏が『海図によれば朝鮮の版図に属する』と思ったのは中井氏の誤解であった。この誤解は、同氏が上京し、政府当局者、特に海図の発行者である海軍水路部長と面談する過程で解消される」となる」（島根県『竹島問題に関する調査研究・最終報告』、p. 65）

右の引用箇所で塚本氏は、奥原の「立志伝」にある「海図」を『朝鮮全岸』であると推定し、次いで引用では「〔中略〕とした部分でこの海図には日本の対馬や本州の海岸等も含まれていることを指摘し、結論として「中井氏の誤解」であつたとしているわけだが、これは妥当な推測といえるだろうか。もし筆者がこの海図を「リヤンコ島」の所属を確かめるために見るとしたら、筆者なら、何よりも海

に、例えば「鬱陵島一名松島」の項目名に「海図第二号第九五号ヲ見ヨ」と、該当する海図番号が明記されていたのである。

こうした海事の一般常識を前提にすると奥原の「立志伝」では海図だけで水路誌に言及しておらず、何かが欠けているような印象を受ける。奥原も同時に執筆した『竹島及鬱陵島』では、例えば「次に命名につきては、水路誌及び海図中既に鬱陵島を松島と命名せられし以上は・・」（同書、p. 33）のように両者を参照しているのである。

また池内敏『竹島問題とは何か』には、筆者と少し違う視点からであるが、次のように塚本説に批判的な見解が表明されている。

「〔海図〕だけが「中井養三郎の——引用者」錯覚の原因だつたとするならば、水路部長たるもの、『海図に載つてゐるからといって朝鮮領を意味するものではない」と言下に否定できたはずである。『朝鮮領か否かははつきり述べられない』としか返答できなかつた背景には、中井

がリヤンコ島を朝鮮領と判断した要因には『海図』以外のものがあつたと考えるのが、史料解釈としては素直である』（同書、pp. 268～269）

の事業を脅かす競合者として鬱陵島の朝鮮人漁民を想定することは難しい』（池内・前掲書、p. 272）

右の池内氏の見解は妥当なものと考えるが、これに続けて同氏が、中井養三郎がリヤンコ島を朝鮮領と判断した「海図」以外の要因を次のように論じていふところについては、疑問に思うところがある。

①中井の競合者が同業日本人に限られるなら

「同業日本人を排除しなければよいのだから、日本政府に訴え出ようと考えるのが素直だらう」（池内・前掲書、p. 269）

②しかし中井は、まず朝鮮政府に対し行動を起そうとした。とすれば、中井がそのように考えた背景に「リヤンコ島の朝鮮人漁民との競合を想定する必要が出てこよう」（同右）

③「リヤンコ島における朝鮮人との競合の質」を考えると、中井養三郎の伝記類からは日朝両漁民の競合があつたことが推測できるが、それ以外の史料から検討した場合には「中井

右の考察のうち、③の結論部分に関する筆者も妥当と考えるが、①、②における池内氏の想定の仕方は、漁業権がその水域が接する陸地の領有権と密接に結びついた権利であることを無視して論を展開しており、妥当なものとは思われない。

アシカ猟は（後述するナマコ漁も同じだが）、公海（領海の外側の水域）で操業するものではなく、浜辺の近くで行われる沿岸漁業に属する。したがってその安全・確実な操業のために、操業しようとする沿岸の漁業権を持つ地元の漁業者やその土地を統治する政府（地方庁）と交渉し折り合いをつけることが必要・不可欠となる。前掲の「立志伝」や「事業経営概要」によれば、中井は一八九〇年頃からロシア領ウラジオストクで潜水器を使ったナマコ漁を始めていたとのことだが、その数年後にロシア地方政府による潜水器漁業の禁止令を受け撤退させられた

経験があつたという。中井はこのよくな経験を通して、漁業権のもつ意味と重要さとを身をもつて理解していたのではないかと思う。

したがつて、中井が「リヤンコ島」の競合者を排除するために朝鮮政府に出願しようとしたのは、この無人島が朝鮮領であり、その漁業権が朝鮮政府の管轄下にあると考えていたからと推測される。池内氏が想定する「リヤンコ島の朝鮮人漁民との競合」という理由は、的外れではないかと思う。

1. 鬱陵島の属島と認識されていた「リヤンコ島」

次に、前節の冒頭で引用した①の、中井養三郎が島根県隱岐島府に提出した「履歴書」の「事業経営概要」の一節について検討していきたい。

この「履歴書」は、その記述の中に一九一〇年までの「アシカ収獲数」が含まれていることから、執筆された時期は、同年の秋以降から翌年のアシカ猟期の前頃ではないかと推測されている（ただし伝存

するのは原本ではなく謄写本。本稿で引用したページ付は、島根県立図書館の閲覧用複写本のもの）。

また「事業経営概要」は、中井本人によつて書かれた記録（回顧）であり、しかも竹島＝独島の日本領編入から五、六年後という比較的早い時期のものと推定されるので、一点明らかに違ひを含んではいるが、全体的に信憑性の高い史料と考えられる。

ところでの「事業経営概要」では、中井自身が韓国政府（「統監府」とあるのは思い違い）に貸下願を出そと考えた理由を〈本島は鬱陵島に付属した韓国領（の島）であると思つたから〉と明言している点が注目される。中井は「リヤンコ島」（「本島」）を鬱陵島の属島と考へ、鬱陵島は韓国の島だから「リヤンコ島」も韓国領と考へていたのである。

この「事業経営概要」には、中井が「リヤンコ島」を鬱陵島の属島と考へた理由（根拠）については特に書かれていないが、それを推測する手がかりは、次に述べるように、水路誌や近世以降の歴史史料に現れた属島認識に見出すことができると思う。

水路誌の記述

中井養三郎は、請願書に添えた「説明書」の中の「本島ノ位置及び由来」のところで「水路誌ニ拠レハ・・・」として『朝鮮水路誌』の「リヤンコールト列岩」の項をほぼ全文を引用しているので、中井が「リヤンコ島」の所属を確かめるために水路誌を参照したことは確実と思われる（「請願書」と「説明書」は、島根県『竹島関係資料集第二集』を参照。ただし中井の引用には字句の異同が散見される）。

ところで一九〇四年当時見ることが出来た水路誌のうち「リヤンコ島」に当る「リヤンコールト列岩」の項目を設けていたのは『朝鮮水路誌』第一版（一八九九年発行）だけである。

「リヤンコールト列岩」の項は『朝鮮水路誌』第一版の「第四編 朝鮮東岸」の最初の方、「日本海」と「鬱陵島」の間に置かれている。また同項は、この岩島を発見・命名した艦船として仏国船「リヤンコート」、露国艦「パラス」、英國艦「ホル子^{ホル子}ツット」に言及しているが、江戸時代以来日本人がこの島を「松島」と呼んでいたこと等は書かれていない。

第一改版（一九〇七年発行）が最初であつた。その第一改版では「第三編 本州北西岸」の中の「隱岐列島 島後」の最後の所に「竹島 [Liancourt rocks]」として追加されたが、同項の書き出し部分と文末の結びの部分は、次のように書かれている。

「北緯三七度九分三〇秒東経一二一度五五分即チ隱岐列島ノ北西約八十浬ニ位セル群嶼ニシテ周回約二浬東西ノ二嶼ト數岩トヨリ成ル」「此群嶼ハ毎年六、七月頃海豹獵ノ為メ本邦漁夫ノ渡來スル所ニシテ明治三十八年島根県ノ所管ニ編入セラレタリ」（二カ所とも。372）

（注）「海豹」とは「アザラシ」のことで、正確な表現とは言えない。

また日本・朝鮮両水路誌の全般については、次のように言ふことができる。

①当時の『日本水路誌』各巻が扱っていたのは（それとは明示されてはいないが）日本に属する島々であった。例外的に『日本水路誌』

第一巻・初版（一八九二年発行）の「第四編

なお『朝鮮水路誌』第二版の「鬱陵島」と「リヤンコールト列岩」の項では、相互の関係について何も言及していないが、第二改版（一九〇七年発行）以降、両島の関係に関する記述が追加されている。たとえば『朝鮮水路誌』第一改版では、両島の関係が次のように説明されている。

「毎年夏季ニ至レハ『トド』猶ノ為メ鬱陵島ヨリ渡來スル者數十名ノ多キニ及フコトアリ此等ハ島上ニ小屋ヲ構ヘ毎回約十日間仮居スト云フ」（p. 453° なおこの版から項目名が「竹島 [Liancourt rocks]」に変更されたが、その理由である日本領編入についての言及はない）。

他方『日本水路誌』は、当時日本の周辺を五巻に分けてカバーし、そのうち山陰地方の水域は第四巻〔九州・本州西岸・津軽海峡〕の中の「第三編 本州北西岸」で扱つていたが、一九〇四年当時参照できた『日本水路誌』第四巻・初版（一八九七年発行）に「リヤンコールト列岩」に当る項目はなかつた。現在の竹島＝独島のことが第四巻に追加されたのは、この島の日本領編入後に刊行された第四巻・

南方諸島」に「マリアナ群島ノ一部」の項があつたが（同書、p. 279° 硫黄島を含む「火山列島」の後に配置され、「西班牙領」と明記）、この項は次の第一改版（一九〇四年発行）では削除された。

また、台湾と澎湖諸島が日清戦争後日本領に編入された際には、『支那海水路誌』第二巻から当該項目を削除したうえで、新たに『日本水路誌』第二巻付録（「台灣及附近諸島」）が編纂・発行されている（一八九六年発行。後に『日本水路誌』第二巻下巻と改称）。

②『朝鮮水路誌』第二版（一八九九年）の序文に「本誌ハ韓國ノ全部沿岸ヲ記スルモノニシテ乃チ西岸鴨綠江ヨリ起リ南岸ヲ經テ東岸豆満江ニ終ルモノトス」とあるように、『朝鮮水路誌』も朝鮮領と認識されていた島々が扱われていたと推測される。

なお『朝鮮水路誌』では、朝鮮の東西の位置を「東経一二四度三〇分ヨリ同一三〇度三分ニ至ル」と定義しているが、これに従う

と鬱陵島が朝鮮の範囲から外れてしまう（同島の経度は「東經一三〇度五三分」）。『朝鮮水路誌』における朝鮮の位置の定義は誤りを含んでいる。

ここまで諸点を総合して言えることは、一九〇四年当時『朝鮮水路誌』だけに掲載されていた「リアンコールト列岩」（リヤンコ島）は、同水路誌刊行当時の水路部において、朝鮮領の島と認識されていた可能性が極めて高いということである。

歴史史料に現れた属島認識

次に、「リヤンコ島」（竹島＝独島）を鬱陵島に付属する島、すなわち属島と見なす認識のあり方（以下「属島認識」）について検討していく。

まず結論から述べると、この属島認識は、中井養三郎個人の思い込みではなく、当時同島を知つていた日本人に共通の、歴史的に形成された認識であつたと考えられる。そのように考える主要な根拠は、次の二点である。

ち当時の鳥取藩領を意味する）
（ウ）「兼而致幽覽候次第二而者、竹嶋之外ニ松嶋与唱石見國海岸合ひ子之方ニ當り海上七八拾里斗相隔候小嶋有レ之、右松竹兩嶋とも全空嶋と相見」（一八三六年、『竹嶋渡海一件記』の今津屋八右衛門の供述）

また明治時代の公文書にも、次のような例が見出せる。

（イ）「日本海内竹島外一島地籍編纂方伺」（一八七六年一〇月九日付、島根県より内務省宛ての上申書）
（オ）「島嶋所屬等ノ義ニ付御照会之趣了承（中略）其名称ハ竹島ヲ適當ト存候、元來朝鮮ノ東方海上ニ松竹兩島ノ存在スルハ一般口碑ノ伝フル所」（一九〇四年一月三〇日付、隱岐島司から島根県内務部長宛て回答）

右の五例に見える「竹島」はすべて鬱陵島を指し、現在の竹島＝独島は「松島」と表記されているが、両島をひとまとめ（括り）にする表現、理解の仕

最初に、両島をひとまとめ（括り）にする表現の仕方について。

①江戸時代以降の史料の中に、両島をひとまとめにする表現が断続して見られること。
②この属島認識は、同島に渡航した日本人の実感に裏打ちされていたと考えられるうこと。

江戸時代前期、約七十年間続けられた鳥取藩米子の町人らによる「竹島渡海」から明治時代までの日本の歴史史料の中に、鬱陵島と竹島＝独島とをひとまとめ（括り）にする表現が断続的に見出される。たとえば江戸時代の史料には、次のような表現が見られる。

（セ）「具二者不レ存候得共、竹嶋之近所ニ松嶋与申嶋御座候而」（一六九五年一二月一日付、対馬藩『竹嶋紀事』第三卷所収の記事）

（ソ）「竹島、松島其外両国江附属の島無ニ御座一事」（一六九五年一二月二十四日付、幕府老中宛て鳥取藩御回答書、『鳥取藩史』第六卷所収。なお「両国」とは因幡・伯耆の両国、すなわち

方は共通している。またそのうちの二例においては「竹嶋ノ近所ニ松嶋」「竹嶋之外ニ松嶋」「竹島外一島」のように、「竹島」（鬱陵島）が主島、「松島」（竹島＝独島）がその属島であることを暗に示す表現となつていている。

天保竹島一件の地図に示された幕府の認識

このように両島をひとまとめにした表現、理解のあり方を示す別の史料（資料）としては、（ウ）でも引用した『竹嶋渡海一件記』に添えられた地図がある（→53ページ図1参照）。

『竹嶋渡海一件記』は、江戸時代後期に浜田藩で起きた「天保竹島一件」と呼ばれる「竹島」（鬱陵島）への密航・密輸事件の記録の一つで、首謀者で直乗船頭をしていた今津屋八右衛門の大坂（町奉行所）における供述をまとめた冊子体の文書である。

この文書の巻末に「竹嶋方角図」と題された地図が添えられているが、その表題の下には「前書申口振合を以試に圖」之」と書かれている。すなわち（ここまで）の供述（申口）のありさま（振合）に基

「**（）**にて試みに作成した地図」という説明であるが、この地図では「竹島」と「松島」が二島とも朝鮮と同じ朱（赤）色に塗られており、黄色に塗られた隱岐や本州とは明確に区別されているのである。

（注）同様の塗分けは、浜田市立浜田図書館所蔵の『朝鮮竹嶋渡航始末記』の中の地図にも見られる（→53ページ図20。『郷土[石見]No.92』p. 38参照）。

江戸時代に作製された日本地図の一部には、隱岐と「竹島」を同色に彩色したものもあるようだが、筆者がここで注目するのは、この「竹嶋方角図」から、江戸幕府がこの事件を受けて全国に発令した「竹島渡海禁止令」（御触書）の対象には、「竹島」のほかに島名が記されていない「松島」も含まれていたことがわかる点である。江戸幕府も「竹島」「松島」をひとまとめにして朝鮮領と認識していたのである。

したがって、かつて川上健三氏が「右最寄松島へ渡海之名目を以て竹島え渡り稼方見極・・・」と云う浜田藩国詰家老の家来・橋本三兵衛の供述を引用して「この事件の当時においても、松島への渡航はな

た」とは、この事件で八右衛門と橋本三兵衛が共に死罪となつたことからも明らかであるが、その理由は、この「竹嶋方角図」を見れば一目瞭然であろう。（＊）鳥根県の小・中学校用副教材『かるべと読本・もっと知りたいしまねの歴史』は、天保竹島一件について言及した箇所で「竹島〔当時の松島〕への渡海なら許されると考えたといふ」とは、竹島を日本領と認識していたことを示しています」（同書、p. 47）と述べている。この領土認識が家老や八右衛門の考え方などなら誤りとは言い切れないが、幕府（当時の日本政府）の認識がそうでなかつたことは、本稿で検討したとおりである。

また別に、近刊の『竹島問題・100問100答』（ワック出版）の中で「天保竹島一件」の解説を担当した杉原隆氏は「竹島（鬱陵島）渡海は認められないが、松島（竹島）ならよい」と回答したのは浜田藩江戸屋敷であるとし（p. 150° 事件当時、藩主は幕府の老中職に就いており江戸にいた）、そのことから杉原氏は、老中職にある者が「松島は明確に

んらの問題のなかつだ」とを示している」（『竹島の歴史地理学的研究』、p. 191）とした説は誤りと言わねばならない。

『竹嶋渡海一件記』によれば、首謀者の八右衛門は、浜田藩江戸屋敷から竹島渡海について「竹嶋之儀者日本之地共難差極候」につき、渡海計画を中止するようにとの書状を受け取ったが諦めきれず、橋本三兵衛に相談したといふ。三兵衛は八右衛門に「右様江戸表ひ申来候上者竹嶋之方相止、松嶋之方渡海いたし試可申分被仰聞候」と、竹島は止め松島の方に渡海してはどうかという家老の言葉を伝えたが、八右衛門は次のように答えたといふ。

「松嶋之儀者小嶋ニ而見込無之候得共、江戸表へハ右嶋之名目を以竹嶋へ渡海いたし、試万外二々相洩候時ハ漂着之姿ニ申唱候ハ、子細有レ之間敷与存候」

右のような八右衛門が考えた言い繕い（「松島」に行くと届け出て「竹島」へ渡り、万一発覚した場合は「漂着」したことにする）を幕府が認めなかつ

日本領土という認識を示している」と、氏独自の主張に結び付けている（p. 152）。

しかし『竹嶋渡海一件記』やこの事件における江戸幕府の申渡（判決）に関する当時のどの史料を見ても、藩主が「松島ならよい」と述べたとする記述は、管見の限り見当たらない（事件関係者の処分については『朝鮮竹嶋渡航始末記』および『天保雑記』第18冊参照）。杉原氏は、右の説を根拠となる史料を何も示さずに主張かれているが、史料に基づいて実証的に論じるのが歴史学の基本である。

航海者の属島認識

次に航海者の属島認識についてだが、鬱陵島と竹島＝独島をひとまとめにする表現の仕方は、日本から竹島＝独島（「松島」）に実際に渡海した航海者の体験や実感に由来するものだつたと想像される。それというのも、山陰地方で漁業に使われていた漁船の大半は、明治後期になつても江戸時代以来の木造船（和船）だつたからである。島根県で漁船の動力化が軌道に乗るのは大正三（一九一四）年以降

といわれるが（『西郷町誌』下巻、pp. 217～218）、

児島俊平氏の「石見漁民の竹島（鬱陵島）行」には、大正五年当時のこととして、数十艘の無動力の漁船が一本の太いロープに結びつけられ、そのロープを汽船に曳航してもらつて鬱陵島に渡海していく光景が描かれている（『郷土石見』No.17所収、児島『山陰地方漁業史話』に再録）。このいふから想像するふれ、鬱陵島に渡海することの難しさは、大正期頃まで江戸時代とさほど変わらなかつたのではないかと思つ。

江戸時代の「竹島」渡海の記録類を見ると、木造船で隠岐から鬱陵島（「竹島」）へ渡航する場合、隠岐から竹島＝独島（「松島」）までは順風で一日ほどで、そこから鬱陵島まではほぼ一日で着いていた。また隠岐から竹島＝独島の近くまで来ると鬱陵島（最高地点は984m）が見えたという（竹島＝独島からは、隠岐（最高地点は608m）は見えない）。

以上の事実や三島の大きさの違ひから、日本から渡海する者は、無人島である竹島＝独島を鬱陵島に付属する島と考えていたのではないかと思う（隠岐の属島とは考えなかつたであろう）。

二) 「韓国領地ノ疑」により不受理とされた 請願書

中井養三郎の請願書「リヤンコ島領土編入並ニ貸下願」は、当初、内務省の担当者が「リヤンコ島」は「韓国領地ノ疑」とあると判断したために受理を拒めた。この事実は、竹島＝独島の日本領編入の翌々年（一九〇七年）に出版された『竹島及鬱陵島』には書かれていないが、中井が一九一〇頃隠岐島府に提出したと推定される「履歴書」の「事業經營概要」には、次のように書かれている。

識でもあつたことを示しているが、同時に「同島の所属は確乎たる徵証」がない（『立志伝』、p. 73）とした水路部長の見解を否定するものである。

以下は筆者の想像であるが、官庁における文書処理の仕方から推察すると、中井に面談した内務省の担当者は「リヤンコ島」を「韓国領地」と疑う理由を、たとえば「竹島外一島」を「本邦関係無」之と裁決した太政官指令（一八七七年）のような客観的証拠（公文書や典拠となる法令・前例等の資料）を示しながら説明したのではないかと思う。

一方中井の方は「同島の所属は確乎たる徵証」がない」という肝付水路部長の見解を援用しながら請願書の受理を求めたのではないかと想像するが、いずれにしろこの時は、内務省の判断を覆すことは出来なかつたのである。

（注）この「履歴書」は、既述したように隠岐島府に提出された内部文書的性格のものであり、書かれた時期も韓國併合（一九一〇年八月）後と確定されることから、請願書の受理をめぐる諸事実をそのまま書いても差し支えない時代状況の認識である。

この内務省の領土認識は、前節で検討した「リヤンコ島」は鬱陵島の属島であり、朝鮮に属する」という見方が中井個人のものではなく中央官庁の認識である。

前記の④「隠岐島司の回答」にも窺えるよう、「明治後期でも一般の人々の言い伝え（「一般口碑」伝フル所）は「朝鮮ノ東方海上」に「松竹両島」が存在するというものであつた。互いに見る」とが不可能な隠岐と竹島＝独島とを結び付ける発想は、木造船時代の航海者の体験からは生じ難いものであり、日本領編入以前にはなかつた発想といえるであろう。

もとで作成されたと考えられる。

なお、中井の請願書の受理をめぐるこの後の経過については、奥原碧雲の「立志伝」が最も詳しく述べている。

それによると、内務省に受理を拒否された中井は、

牧水産局長を再訪して相談したが、「外交上の事とあれば如何ともすること能はず」といわれ失望落胆した。その後気を取り直して当時島根県知事の出張に随伴して上京していた県の藤田農商主任を訪ね、事情を説明して内務省との交渉を依頼したが、藤田による交渉の結果も「到底成功の見込みなきを以て、帰国して時機をまつ外な」というものであった。それでもなお諦めきれなかつた中井は、同郷（鳥取県出身）の経済学者で貴族院議員でもあつた桑田熊蔵を訪ね、小村寿太郎外相の片腕といわれていた外務省の山座円次郎政務局長宛ての紹介状を書いてもらひ会いに行つた。中井と面談した山座政務局長は「外交上のことは他者の閑知する処にあらず、眇たる岩島編入の如き些々たる小事件のみ（中略）今

奥原碧雲の執筆の意図

中井の貸下請願について書かれた既述の三文献から明らかのように、中井が隱岐から上京し牧水産局長の紹介で肝付水路部長に面会するまで「リヤンコ島」のアシカ猟のことと韓國（朝鮮）政府に出願する」という中井の計画に誰も異を唱えなかつたし（少なくともそのような事実は書かれていない）、「事業經營概要」にあるように、東京の内務省でもこの島を「韓國領地」と考えていたのである。

奥原が公刊した『竹島及鬱陵島』には「リヤンコ島を以て朝鮮の領土と信じ」ていた中井が、肝付水路部長から別の見方があることを教えられ、請願先を日本政府に変える場面が次のように描かれている。

「同島の所属は、確乎たる徵証なく、ことに、日韓両国よりの距離を測定すれば、日本の方十

浬近し、加ふるに、日本人にして、同島經營に従事せるものある以上は、日本領に編入する方然るべしとの説を聞き、中井氏は遂に意を決して、リヤンコ島領土編入並に貸下願を、内務外務農商務三大臣に提出せり」（同書、p. 28）

四、小括——領土編入の国際法と歴史的正当性

ここまで本稿で述べて来たように、竹島＝独島編入当時の日本人は、この島を韓國（朝鮮）領と考えていたと考えられる。おそらく、奥原はこの現実があることを意識して、竹島＝独島を日本領に編入したことの正当性を読者に説明し納得させる必要があると感じていたのではないかと思つ。「この島がどこの国に属するか、確かな証拠はない」という水路部長の説とそれ以降編入されるまでの経緯を詳しく記述したのも、また右の引用箇所を含む同書「第六沿革」が次のように断定調で結ばれているのも、著者の同じ思いに由来するのではないかという気がする。

「竹島の領土編入、竹島の命名につきての事情は上述の如し。而して、領土編入は、地位上よ

り見るも經營上より見るも、はた、また、歴史上より論ずるも、公然わが領土に編入すべきものにして、一点の非議を挟むべき余地を有せざるや明かなり」（『竹島及鬱陵島』、pp. 32～33）

一九〇五年一月二八日、桂太郎内閣は、現在の竹島＝独島を「他国ニ於テ之ヲ占領シタリト認ムヘキ形跡ナク」「明治三十六年以来中井養三郎ナル者力該島ニ移住シ漁業ニ從事セルコト」をもつて「國際法上占領ノ事實アルモノト認メ之ヲ本邦所屬ト」すると閣議決定した。すなわち日本政府は、この島を他国が占領した形跡が認められないから國際法上の「無主地」であると見なし、同島を「先占」によつて日本領に編入する、としたのである。

近代の国際法では、どの国家にも属さない土地、あるいは国際法上そのように見なし得る土地のことを「無主地」(*terra nullius*)と規定し、そこを「先占」によって国家の領域に取り込むことが認められ

た。これを聞いた中井は、桑田とともに再び内務省に赴いて事情を陳述し、ついに請願書を受理してもらうことが出来たのである（以上「立志伝」、p. 74）。

てきた。」)にいふ「先占」とは「無主地」を他の国家に先立つて実効的に支配することにより成立する領域取得の方式のことである。

しかしここまで検討してきたように、一九〇四年当時の日本人が、この島を韓国(朝鮮)領と思つていたと考えられることからいえば、竹島=独島が「先占」の対象となる「無主地」であつたといつて済ませてよいのか、疑問に思う。また竹島=独島の日本領編入の手続きが、日露戦争下、日本帝国が大韓帝国を軍事占領下に置いていた時期に一方的になされた措置であつたことを考え併せると、国際法上の合法性はともかく、その歴史的正当性については、疑問が残るといわざるを得ない。

主な参考文献

- 奥原碧雲 「竹島及鬱陵島」(報光社・1907年)
奥原碧雲 「竹島經營者中井養三郎氏立志伝」(島根県『竹島問題に関する調査研究・最終報告』所収・2007年)
中井養三郎 「履歴書」(島根県『竹島関係誌料(1)』
竹島資料7 所収・島根県立図書館蔵)

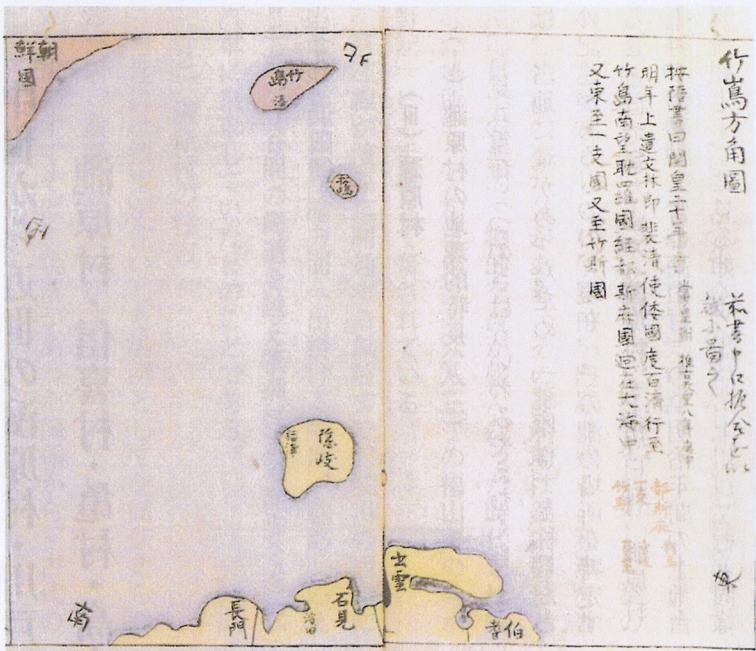


図1 『竹嶋渡海一件記』所収



図2 『朝鮮竹嶋渡航始末記』所収

塙本 孝 「奥原碧雲竹島関係資料(奥原秀夫所蔵)」をめぐって」(島根県『竹島問題に関する調査研究・最終報告』所収・2007年)

杉原 隆 「山陰地方の歴史が語る「竹島問題」」(2010年)

池内 敏 「竹島問題とは何か」(名古屋大学出版会・2012年)

児島俊平 「山陰地方漁業史話」(2011年)

外務省 パンフレット『竹島・竹島問題を理解するための10のポイント』(2008年)

内藤正中 「竹島=独島問題入門」(新幹社・2008年)

朴炳渉 「江戸時代の竹島=独島での漁業と領有権問題」(鳥取短大『北東アジア文化研究』35号所収・2011年)

川上健三 「竹島の歴史地理学的研究」(古今書院・1966年)

島根県 「竹島関係資料集・第一集」(2011年)

水路部 「日本水路誌」(各巻・各版)

水路部 「朝鮮水路誌」(各版)

◎天保竹島一件の関連史料

- 「竹嶋渡海一件記」(東京大学附属図書館所蔵)
『朝鮮竹嶋渡航始末記』(浜田市立浜田図書館所蔵。
翻刻は『新修島根県史・史料篇(近世下)』所収)